

1 介護報酬に係る費用

5級地 10.55 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

算定項目	小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
イ	小規模多機能型居宅介護費					
	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合					
■	（一）要介護1	10,458	11,034	22,067	33,100	
	（二）要介護2	15,370	16,216	32,431	48,646	
	（三）要介護3	22,359	23,589	47,178	70,767	
	（四）要介護4	24,677	26,035	52,069	78,103	
	（五）要介護5	27,209	28,706	57,411	86,117	
ロ	短期利用居宅介護費					1日につき
■	（一）要介護1	572	604	1,207	1,811	
	（二）要介護2	640	676	1,351	2,026	
	（三）要介護3	709	748	1,496	2,244	
	（四）要介護4	777	820	1,640	2,460	
	（五）要介護5	843	890	1,779	2,668	
	加算項目					
■	ハ 初期加算	30	32	64	95	1日につき(イを算定する場合のみ)
	ニ 認知症加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
□	（1）認知症加算（Ⅰ）	920	971	1,942	2,912	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	（2）認知症加算（Ⅱ）	890	939	1,878	2,817	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	（3）認知症加算（Ⅲ）	760	802	1,604	2,406	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	（4）認知症加算（Ⅳ）	460	486	971	1,456	1月につき(イを算定する場合のみ)
■	ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	211	422	633	7日を限度として、1日につき (ロを算定する場合のみ)
■	ヘ 若年性認知症利用者受入加算	800	844	1,688	2,532	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ト 看護職員配置加算					1月につき(イを算定する場合のみ)
□	（1）看護職員配置加算（Ⅰ）	900	950	1,899	2,849	
□	（2）看護職員配置加算（Ⅱ）	700	739	1,477	2,216	
■	（3）看護職員配置加算（Ⅲ）	480	507	1,013	1,520	
□	チ 看取り連携体制加算	64	68	135	203	死亡日及び死亡日以前30日以下1日につき (イを算定する場合のみ)
■	リ 訪問体制強化加算	1,000	1,055	2,110	3,165	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ヌ 総合マネジメント体制強化加算					
■	（1）総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200	1,266	2,532	3,798	1月につき(イを算定する場合のみ)
□	（2）総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800	844	1,688	2,532	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ル 生活機能向上連携加算					1月につき
□	（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	106	211	317	
□	（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	211	422	633	
□	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	22	43	64	1回につき (イを算定する場合のみ)
■	ワ 科学的介護推進体制加算	40	43	85	127	1月につき (イを算定する場合のみ)
	カ 生産性向上推進体制加算					1月につき
□	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	106	211	317	
■	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11	21	32	
	ヨ サービス提供体制強化加算					
	（1）イを算定している場合					1月につき
□	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750	792	1,583	2,374	
□	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640	676	1,351	2,026	
■	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350	370	739	1,108	
	（2）ロを算定している場合					1日につき
□	（一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	25	27	53	79	
□	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	21	23	45	67	
■	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12	13	26	38	
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	(介護報酬総単位数※1×17.1%)※2×10.55				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	(介護報酬総単位数※1×18.6%)※2×10.55				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	(介護報酬総単位数※1×16.8%)※2×10.55				
■	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	(介護報酬総単位数※1×18.3%)※2×10.55				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	(介護報酬総単位数※1×15.6%)※2×10.55				
□	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	(介護報酬総単位数※1×12.8%)※2×10.55				

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合※4(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用

	項 目	金額	説明
1	交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を超えた所から、 片道分 1 kmごとに35円（往復の場合70円）
2	食費	朝：300円 昼：600円 (含おやつ代100円)	
3	宿泊費	1泊：3,000円	
4	おむつ代	おむつ100円 パット50円	
5	教養娯楽費	実費	